

官報

号外 昭和四十一年三月二十九日

第五十一回 衆議院會議録 第三十三号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十一年三月二十九日
午後二時開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 文部省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院)

昭和四十一年三月二十九日 衆議院會議録第三十三号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

運営委員長提出)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

質疑

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議長(山口喜久一郎君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

衆議院資料課

改め、同表岩手大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表宇都宮大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表群馬大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表東京学芸大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表横浜国立大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福井大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表山梨大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表信州大学の項中「文理学部」を「人文学部」に改め、同表岐阜大学の項中「学芸学理学部」に改め、同表愛知学芸大学の項中「愛知学芸大学」を「愛知教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表三重大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表滋賀大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表京都学芸大学の項中「京都学芸大学」を「京都教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表奈良学芸大学の項中「奈良学芸大学」を「奈良教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表和歌山大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表鳥取大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表徳島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表香川大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福岡学芸大学の項中「福岡学芸大学」を「福岡教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表佐賀大学の項中「文理学部」を「教育学部」に改め、同表長

改め、同表岩手大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表宇都宮大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表群馬大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表東京学芸大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表横浜国立大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福井大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表山梨大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表信州大学の項中「文理学部」を「人文学部」に改め、同表岐阜大学の項中「学芸学理学部」に改め、同表愛知学芸大学の項中「愛知学芸大学」を「愛知教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表三重大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表滋賀大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表京都学芸大学の項中「京都学芸大学」を「京都教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表奈良学芸大学の項中「奈良学芸大学」を「奈良教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表和歌山大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表鳥取大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表徳島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表香川大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福岡学芸大学の項中「福岡学芸大学」を「福岡教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表佐賀大学の項中「文理学部」を「教育学部」に改め、同表長

崎大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表大分大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表宮崎大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第一項中「山形大学」を「山形大学 宇都宮大学」

に、「東京医科歯科大学」を「東京医科歯科大学 東京外国語大学」

に、「信州大学」を「信州大学 岐阜大学」に、「名古屋工業大

学」を「名古屋工業大学」に、「奈良女子大学」を

「奈良女子大学 和歌山大学」に、「広島大学」を「広島大学 山口大学」に改

める。

第三条の三第一項の表中長岡工業短期大学の項、宇部工業短期大学の項及び久留米工業短期大学の項を削り、同条第二項の表中

室蘭工業大学短期大学部	北海道	室蘭工業大学
小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学

小樽商科大学短期大学部 北海道 小樽商科大学 に改める。

第四条第一項の表東京医科歯科大学の項中

歯科材料研究所	東京都	歯科材料に関する学
研究	理及びその応用の研	究

医用器材研究所	東京都	医用器材に関する学
研究	理及びその応用の研	究

に改め、同表

大阪大学の項中

微生物病研究所	大阪府	微生物病に関する学
産業科学研究所	大阪府	産業に関する特殊事項
社会経済研究所	大阪府	自然科学に必要なる基礎的学理及びその応用の研究

微生物病研究所	大阪府	微生物病に関する学理及びその応用の研究
産業科学研究所	大阪府	産業に必要なる特殊事項で、産業に必要なる基礎的学理及びその応用の研究
社会経済研究所	大阪府	自然科学に必要なる基礎的学理及びその応用の研究

改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 信州大学及び佐賀大学の各文理学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に当該学部在学する者が当該学部在学しな

くなる日までの間、存続するものとする。

3 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項の表中「北海道学芸大学養護教諭養成所」を「北海道教育大学養護教諭養成所」に、「北海道学芸大学」を「北海道教育大学」に改める。

理由

北見工業大学を新設し、信州大学及び佐賀大学の文理学部を改組して学部を増設し、宇都宮大学ほか六国立大学に大学院を、大阪大学に附置研究所をそれぞれ設置するとともに、北海道学芸大学ほか四国立大学の名称及び北海道学芸大学の学芸学部ほか二十二国立大学の学芸学部の名称を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、北見工業大学を新設すること。

第二に、信州大学及び佐賀大学の文理学部を改組して、それぞれ学部を増設すること。

第三に、宇都宮大学ほか六国立大学に大学院を新設すること。

第四に、大阪大学に社会経済研究所を附置し、東京医科歯科大学附置の歯科材料研究所の名称及び目的を改めること。

第五に、北海道学芸大学ほか四学芸大学の名称中、学芸大学を教育大学に、北海道学芸大学ほか二十二国立大学の学芸学部を教育学部に改めること。

第六に、長岡工業短期大学ほか二国立工業短期大学及び室蘭工業短期大学を廃止すること。

第七に、この法律は昭和四十一年四月一日から施行すること。

その他所要の規定を整備すること。であります。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案は、去る二月九日当委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以来慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によって御承知を願います。

かくて、三月二十五日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和四十一年二月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「文化局」を「文化局」に改める。
第七条中第十五号を第二十一号とし、第十四号の二の次に次の六号を加える。

十五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

十六 文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行ない、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用供すること。

十七 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

十八 外国の教育事情について、調査研究を行ない、及びその結果を利用供すること。

十九 文部省の所掌事務に関する年次報告、要

覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

二十 国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

第十条第一号中「、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立社会教育研究所及び日本芸術院」を

「及び国立社会教育研究所」に改め、同条第二号中

「(国民の文化的生活上のための活動を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第八号から第十一号までを削る。

第十一条を次のように改める。

「文化局の事務」

第十一条 文化局においては、次の事務をつかさどる。

一 文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条において同じ。)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 国語の改良及びその普及に関すること。

三 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行なうこと。

四 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な文化及び運動競技に関する会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉

し、及び締結すること。

五 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部署の事務の連絡調整に関すること。

六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

七 日本ユネスコ国内委員会、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国語研究所及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行なうこと。

八 文化の振興及び普及のための補助に関すること。

九 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、国内における国際協力に関する事務を行ない、及び」に改める。

第三十一条の表中「九三、六〇九人」を「九七、五一七人」に、「九一、二七六人」を「九五、一八三人」に、「五三九人」を「五四六人」に、「九四、一四八人」を「九八、〇六三人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行

する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「調査局」を「文化局」に改める。

理由

文部省調査局を廃止し、本省の内部部局として新たに文化局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事岩動道行君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔岩動道行君登壇〕

○岩動道行君 ただいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、文部省における文化行政を強力に推進するため、従来社会教育局及び調査局に属していた文化関係事務を一元的、総合的に処理する文化局を新設し、調査局所掌のその他の事務は、それぞれ大臣官房及び大学学術局に移し、調

査、時報等を編集し、及び頒布すること。

国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

第十条第一号中「、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立社会教育研究所及び日本芸術院」を

「及び国立社会教育研究所」に改め、同条第二号中

「(国民の文化的生活上のための活動を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第八号から第十一号までを削る。

第十一条を次のように改める。

「文化局の事務」

第十一条 文化局においては、次の事務をつかさどる。

一 文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条において同じ。)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 国語の改良及びその普及に関すること。

三 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行なうこと。

四 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な文化及び運動競技に関する会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉

し、及び締結すること。

五 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部署の事務の連絡調整に関すること。

六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

七 日本ユネスコ国内委員会、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国語研究所及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行なうこと。

八 文化の振興及び普及のための補助に関すること。

九 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

査局を廢止すること、及び国立学校等の定員を三千九百十五人増員することでありませう。

本案は、二月二日日本委員会に付託され、二月十五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月二十五日、質疑を終了、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第三、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十一年三月二十五日

提出者

議院運営委員長 塚原 俊郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「十万円」を「十五万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の通信交通費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

第十条を次のように改める。

第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、国政に関する調査研究活動をなすため、調査研究費として月額十万円を受ける。

第十一条中「通信交通費」の下に「及び前条の調査研究費」を加える。

第十一条の二第一項前段中「六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日になるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)」を「六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」に改める。

第十一条の三中「六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間」を「五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間」に、「六月十五日又は十二月十五日にそれぞれを」「それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き」に改める。

第十一条の四中「六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間」を「六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間」に、「六月十六日又は十二月十六日からそれぞれを」「それぞれ六月二日又は十二月二日から」に改める。

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正)

第二条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)

第三条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二号俸」を「三号俸」に、「及び同法第十条の三第一項第二号に掲げる月額の合計額に相当する額」を「に相当する額に七百円を加えた額」に改める。

第三条第一項前段中「六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日になるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)」を「六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」に改める。

第四条第一項前段中「三月十五日(その日が日曜日になるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ。)、六月十五日及び十二月十五日」を「三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」に改め、同項後段中「期日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に、「同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改め、同条第二項中「期日」を「基準日」に、「三月十五日」を「三月一日」に改める。

第五条中「三月一日から三月十四日までの間、

六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間を「二月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間」に、「三月十五日、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれを」それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続きに改める。

第五条の二第一項中「六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間」を「六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間」に、「六月十六日又は十二月十六日からそれぞれを」それぞれ六月二日又は十二月二日それぞれに改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「七等級二号俸」を「七等級三号俸」に改め、「及び同法を削り、並びに一般職の職員に給与に関する法律」を「の合計額」に改める。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第五条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「百分の百二十八」を

「百分の百六十三」に改め、同項第四号中「百分の百七十」を「百分の二百十六」に改める。

第十九条の二中「百分の七十」を「百分の百十六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十九号)は、廃止する。

3 第三条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同条第二項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」とする。

4 第三条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条の規定の昭和四十二年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは「十一月十七日以内」と、同条第二項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十六日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」とする。

5 裁判官報酬法(昭和二十二年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一項中、「前項の職務雑費の外」を

削り、同条第十項を削る。

第十六条第十項中、「前項の職務雑費の外を削り、同条第九項を削る。」

6 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中、「これを支給しない」を「旅費及び日当を、国会閉会中証人となつた国会議員には日当を支給しない」に改める。

第四条第三項を削る。

理由

議員歳費等に関する調査会の答申に基づき、国会閉会中の審査雑費等を廃止して新たに調査研究費を支給することとする等の改正を行なうとともに、立法事務費の額、国会議員の秘書の給料月額及び公務関係遺族扶助年金の年額の算定倍率の改定等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、七億四千三百二十四万円である。

「佐々木秀世君登壇」

○佐々木秀世君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律外三件の改正を行なうものであります。

その内容の第一は、先般の議員歳費等に関する調査会の答申に基づき、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律について、調査研究費を十五万円とする規定を新設し、通信交通費の額を十五万円に改めることとし、なお、期末手当について特別職の職員に準じて基準日を設け、これに伴う条文の字句整理等を行なうものであります。

第二は、四十一年度予算に伴うものであります。国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律について、立法事務費の額を五万円に改めることとし、国会議員の秘書の給料等に関する法律について、秘書の給料月額を、一人は秘書官三号俸の額に相当する額に、他の一人は行政職俸給表(一)の七等級三号俸の額に相当する額に改めることとし、なお、秘書の期末、勤勉手当について、政府職員の例に準じて基準日を設け、これらに伴う条文の字句整理等を行なうものであります。

第三は、昨年の恩給法の改正に準じ、国会議員互助年金法についても、公務関係遺族扶助年金の年

昭和四十一年三月二十九日 衆議院會議録第三十三号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案 改正する法律案外二案

中小企業投資育成株式会社法の一部を

八五二

額の算定倍率を同様に引き上げようとするものがあります。

なお、附則において、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律を廃止し、これに伴い、裁判官彈劾法について、訴訟委員及び裁判員の職務雑費に関する規定を削除し、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律についても同趣旨の字句整理を行なうとともに、この法律施行に必要な経過措置を規定して、昭和四十一年四月一日から施行しようとするものであります。

本法律案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「六億円」を「七億五千万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

2 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「六億円」を「七億五千万円」に改める。

理由

中小企業投資育成株式会社事業の拡充を図るため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社優先株式の発行価額の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 企業組合

第四条第二項及び第七条第一項中「営む」を「行なう」に改める。

第八条第一項中「営む中小企業者に」を「行なう中小企業者(企業組合にあつては、出資の総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事する組合員の数が三百人をこえるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」に、「営む他の」を「行なう他の」に、「営む法人」を「行なう法人(会社又は企業組合に限る。)」に、「営む中小企業者の」を「行なう中小企業者の」に改め、同条第二項中「営む」を「行なう」に改める。

第九条中「者及び」を「会社であつて」に、「者を」を「もの及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる個人を」に、「営む」を「行なう」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由

中小企業の近代化を促進するため、減価償却の特例の適用範囲を拡大する等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業近代化資金助成法

第一条中「貸付け」を「貸付け等」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。

第二条第二項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「中小企業構造改善事業」とは、事業協同組合その他の特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの(以下「特定組合」という。)がその作成する一定の計画に基づいて行なう中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化の促進に寄与すると認められる事業であつて、その組合員又は会員

に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて行なうものをいう。

第三条の見出し中「貸付事業」を「貸付事業等」に改め、同条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 事業協同組合若しくは事業協同小組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る。若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会(以下「商業協同組合等」という。)若しくはこれらの組合員若しくは所屬員、小売商業を営む中小商業者若しくは他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして中小商業者たる会社又は小売商業を営む中小商業者若しくは他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社(商業を営むものに限る。))が、当該商業協同組合等若しくは当該出資を受けている中小商業者たる会社が作成し、又は当該出資をしようとする者が共同して作成する小売商業連鎖化計画に基づいて倉庫その他の施設で当該計画の作成に直接又は間接に参加する小売商業を営む中小商業者の共通の利益の増進に寄与すると認められるものを設置する場

合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められると

きには、当該施設の設置に必要な資金

第三条第四号中「含む」の下に「以下同じ。」を加え、同号イ中「又は建物を建設する」を「建物を建設し、又は設備(組合員又は所屬員たる中小企業者又は企業組合の事業の共同化に著しく寄与するものに限る。ロにおいて同じ。)を設置する」に改め、同号ロ中「又は建物を建設する」を「建物を建設し、又は設備を設置する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、小規模企業者(製造業を営む者であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの)をいう。以下同じ。の工場の集団化を促進するとともに事業の共同化に資するため、都道府県が事業協同組合若しくは事業協同小組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が製造業であり、かつ、その組合員の大部分が小規模企業者であるものに限る。若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所屬員の事業の用に供する建物その他の施設を設置し、これらの者に対して当該施設を譲り渡し、又は貸し付ける事業(以下「中小企業共同工場貸与事業」という。))を行なう場合において、当該事業の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、小規模企業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

第三条の二第一項中「中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金(前条に規定するものを除く。)」を「次に掲げる資金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金(前条第一項に規定するものを除く。)

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、中小企業者の事業の用に供する設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し、又は貸し付ける事業(以下「中小企業設備貸与事業」という。))を行なうもの(以下「貸与機関」という。))が当該事業を行なうのに必要な資金

第五条の見出し中「償還期間」を「償還期間等」に改め、同条中「七年を」を「十年を」に、「九年を」を「十二年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中小企業共同工場貸与事業により設置された建物その他の施設(以下「中小企業共同工場」という。))の譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間は、十三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

第六条第一項中「借主に対し」を「借主(貸与機関を除く。))に対し、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けについては譲受人又は借主に対し」に改

官報(号外)

め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に改める。

第七条の見出しを「(期限前償還等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けをした場合において、譲受人又は借主が次の各号の一に該当するときは、当該譲渡の対価の支払期日前にその譲受人に対し当該中小企業共同工場の譲渡の対価の全部若しくは一部の支払を請求し、又はその契約を解除することができる。

一 中小企業共同工場をその譲渡又は貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 譲渡の対価又は貸付料の支払を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに譲渡又は貸付けの条件に違反したとき。

第八条の見出しを「(償還等の免除)」に改め、同条第一号中「借主の責」を「借主(借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡又は貸付けを受けた者)の責め」に改め、「設備」の下に「(借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲り渡し、又は貸し付けた設備)」を加え、同条第二号中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「同条第三号の二」を「同項第三号の二若しくは第三号の三」に、「事業協同組合又は事業協同小組合」を「商業協同組合等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、中小企業共同工場の譲渡の対

価又は貸付料に準用する。

第九条第一項中「借主」を「借主又は譲受人」に改め、「償還せず」の下に、「若しくは譲渡の対価若しくは貸付料を支払わず」を加え、「第七条

第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第二項第二号」に改め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に、「第七条第一号又は第三号」を

「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」に改め、「貸付けの日」

の下に「又は中小企業共同工場の譲渡の日」を加え、「貸付金の金額」を「貸付金又は譲渡の対価の金額」に改める。

第十条第一項中「又は」を、中小企業共同工場貸与事業又は「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「第七条」を

「第七条第一項」に改め、「及び前条の連約金」を削り、「及び附属雑収入」を、中小企業共同工場の譲受人又は借主からの支払金(第七条第二項の規定による請求に係る支払金を含む)、前条の違約金及び附属雑収入」に改め、「貸付金」の下に

「中小企業共同工場貸与事業に要する費用」を加え、同条第三項中「貸付事業」の下に「又は中小企業共同工場貸与事業」を加える。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「国からの貸付金」の下に「(第三条第一項の規定によるものに限る。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 一の都道府県に対する国からの貸付金(第三

条第二項の規定によるものに限る。)の額は、当該都道府県が行なう中小企業共同工場貸与事業に要する費用の財源として必要な資金の五分の二以内で、かつ、当該都道府県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十二条第一項中「貸付事業又は」を「貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」に改め、同条第二項中「又は」を、「中小企業共同工場貸与事業又は」に、「行つてを」行なつて」に改める。

第十四条中「都道府県への償還金」の下に「又は中小企業共同工場の譲受人若しくは借主からの支払金」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(貸与機関)

第十五条 都道府県が国からの補助金を財源の一部として貸し付ける資金であつて第三条の第二項第二号に掲げるもの(以下「設備貸与資金」という。)を貸し付けることができる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

二 その中小企業設備貸与事業の業務の方法が通商産業省令で定める基準に従い定められていること。

三 中小企業設備貸与事業の運営に当たつては、特に小規模企業の近代化に重点を置くものであること。

条第二項の規定によるものに限る。)の額は、当該都道府県が行なう中小企業共同工場貸与事業に要する費用の財源として必要な資金の五分の二以内で、かつ、当該都道府県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十二条第一項中「貸付事業又は」を「貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」に改め、同条第二項中「又は」を、「中小企業共同工場貸与事業又は」に、「行つてを」行なつて」に改める。

第十四条中「都道府県への償還金」の下に「又は中小企業共同工場の譲受人若しくは借主からの支払金」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(貸与機関)

第十五条 都道府県が国からの補助金を財源の一部として貸し付ける資金であつて第三条の第二項第二号に掲げるもの(以下「設備貸与資金」という。)を貸し付けることができる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

二 その中小企業設備貸与事業の業務の方法が通商産業省令で定める基準に従い定められていること。

三 中小企業設備貸与事業の運営に当たつては、特に小規模企業の近代化に重点を置くものであること。

四 中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けを受けた者の依頼に応じて当該設備の効率的な利用に資するため必要な指導を行なう事業をあわせて行なうものであること。

五 前各号に掲げるものほか、通商産業省令で定める要件に適合すること。

第十六条 中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条の規定にかかわらず、都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行なう中小企業設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

第十七条 都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けについては、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二章の規定は、適用しない。

(中小企業構造改善事業計画の承認)

第十八条 特定組合は、中小企業構造改善事業を行なおうとするときは、中小企業構造改善事業計画(以下「構造改善計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣及びその特定組合を所管する大臣(以下「主務大臣」と総称する。)に提出し、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業構造改善事業の目的、内容及び実施時期

二 中小企業構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法並びに組合員又は会員に対する経費の賦課の基準

三 前二号に掲げるもののほか、中小企業構造改善事業を実施するのに必要な事項であつて政令で定めるもの

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の近代化に著しく寄与するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(中小企業構造改善事業計画の変更等)

第十九条 特定組合は、前条第一項の承認に係る構造改善計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合の当該承認に係る構造改善計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の内容が同条第三項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の承認を受けた特定組合が当該承認に係る構造改善計画に従つて中小企業構造改善事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

(課税の特例)

第二十条 第十八条第一項の承認を受けた特定組合が当該承認に係る構造改善計画に定める賦課の基準に基づいてその組合員又は会員に対して経費を賦課した場合において、当該特定組合が当該賦課に基づいて納付された金額を中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたとき、又はその組合員若しくは会員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定組合又はその組合員若しくは会員に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第二条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の二中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第五項中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条」を「第三条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は」

同条第二項の規定による政府の助成に係る施設で政令で定めるものを地方公共団体から譲渡を受けた場合」を加え、「当該貸付けを受けた額」を「それぞれ当該貸付けを受けた額又は当該施設の設置のために地方公共団体が受けた政府からの貸付金の額の二倍に相当する額」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業近代化資金助成法第三条第四号」を「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第四条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条第四号」を「第三条第一項第四号」に、「貸付けを受けたものを含む」を「貸付けを受けたもの及び中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第号)による改正前の中小企業近代化資金助成法第三条第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けた

ものを含む」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表の第三号中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条第三号の二」を「第三条第一項第三号の二」に改める。

第七十八条の二中「中小企業近代化資金助成法第三条第四号」を「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号」に、「中小企業近代化資金助成法第三条第四号」を「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「造成したものの」の下に「又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けたもの」のうち政令で定めるもの」を加える。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例)」に改め、同条中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、「受けたもの」

の下に「(同項第二号の貸付機関が同号に規定する設備を激甚災害を受けた者で政令で定めるものに対しその者が当該災害を受ける以前に譲り渡し、又は貸し付けた場合における当該設備の譲渡又は貸付けに充てるため貸付けを受けたものを含む)」を加え、「同法第五条」を「同法第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法第五条第二項の中小企業共同工場であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に譲渡又は貸付けを受けたものについては、同項の規定にかかわらず、その譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

(中小企業高度化資金融通特別会計法の一部改正)

第七条 中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、「貸付事業」の下に「又は同条第二項の規定による中小企業共同工場貸付事業」を加える。

理由

中小企業の近代化を促進するため、小規模企業者の工場の集団化を促進するのに必要な事業協同組合等の事業の用に供する建物その他の施設を設置し、これを譲り渡し又は貸し付ける事業、事業協同組合等が小売商業連鎖化計画に基づいて小売商業を営む中小企業者の共通の利益の増進に寄与すると認められる施設を設置するのに必要な資金を貸し付ける事業等を行なう都道府県に対し国が助成を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。 商工委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案外二件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、名古屋中小企業投資育成株式会社の本金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行

限度額を現行の六億円から一億五千万円増額して七億五千万円に改め、これにより中小企業の自己資金の充実を促進しようとするものであります。次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、企業組合を本法の対象に加えて、金融税制上の優遇措置を受けさせることにより近代化を推進するとともに、減価償却の特例の適用範囲を拡大して自己資本の充実を促進しようとするものであります。

次に、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業の近代化を一そう促進するため、中小企業高度化資金の貸し付け条件等について助成内容の充実をはかるとともに、小売り商業連鎖化、いわゆるボランティアチェーン事業の助成、中小企業者、特に小規模企業者への施設の譲渡または貸し付け等の物的な貸付制度による助成及び中小企業の組合が構造改善事業を行なうために積み立てる資金に対し税制上の優遇措置を講ずる制度を新設しようとするものであります。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案は去る二月三日、また、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案は二月二十四日に、それぞれ当委員会に付託され、以来、三法律案を一括議題とし、質疑が行なわれ、きわめて熱心な審議がなされたのであります。その詳

細は會議録に譲ります。

本日に至り、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、三法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案につきましては、後進地域及び産地地域の中小企業へも広く投資するよう指導する旨の、また、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきましては、事業協同組合も本法に定める税制上の優遇措置が受けられるよう措置すべき旨の、また、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきましては、小売り商業連鎖化事業について適切な指導を行なうとともに、企業組合が中小企業構造改善事業を行なう場合も、本法による課税の特例と同様の優遇措置が受けられるよう措置すべき旨等の附帯決議がそれぞれ付されました。

以上で報告を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、三

案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右

内閣に提出する。

昭和四十一年二月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

昭和四十一年三月二十九日 衆議院会議録第三十三号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案

第五條第一項中「軽工業局」を「化学工業局」に改め、同条第二項中「軽工業局」を「化学工業局」に改める。

第六條第三項中「重工業局及び公益事業局」を「及び重工業局」に改める。

第十一條の見出し及び同条第一項中「軽工業局」を「化学工業局」に改め、同項第一号中「雑貨工業品」を削り、「陶器」を加え、「皮革(原皮及び原毛皮を除く)」「陶磁器」「木竹製品」「金属製日用品及び包装材料」及び「及び雑貨工業品」を削る。

第十二條(見出しを含む)中「繊維局」を「繊維雑貨局」に改め、同条第一号中「左に掲げる繊維工業品の下に」「雑貨工業品等」を加え、「右に掲げるもの以外の繊維工業品」を「皮革(原皮及び原毛皮を除く)及び皮革製品」「陶磁器」「木竹製品」に改める。

第二十五條第一項の表中「高圧ガス保安審議会」を「高圧ガス保安審議会」に改める。

高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。

高圧ガス及び火薬類保安審議会 高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること

第五十條第一項の表中「二一、二七二人」を「一、一二五人」に、「一、四一四人」を「一、五五八人」に、「一六七人」を「一七七人」に、「二二、八五人」を「二、八五〇人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の第五十條第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年二月二十八日までの間は、一万千七百七人とする。

3 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第六十七條の前の見出しを削り、同条から第七十二条までを次のように改める。

第六十七條から第七十二条まで 削除

理由

通商産業省の所管行政の合理的運営を図るため、通商産業省本省の軽工業局及び繊維局を改組して化学工業局及び繊維雑貨局とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員理事岩動道行君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔岩動道行君登壇〕

○岩動道行君 ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、軽工業局及び繊維局を化学工業局及び繊維雑貨局に改組すること、公益事業局次長を廃止すること、高圧ガス保安審議会を高圧ガス及び火薬類保安審議会に改組すること、本省の定員を百五十七人減員して、特許庁百四十四人、中小企業庁十人を増員すること等であります。

本案は、二月二十三日日本委員会に付託、同二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、本三月二十九日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、農地管理事業団法案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。農林大臣坂田英一君。

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

○國務大臣(坂田英一君) 農地管理事業団法案について、その趣旨を御説明します。

農業生産を維持増大して国民食糧の安定的な供給を確保するとともに、農業と他産業との間における所得及び生活水準の格差の是正をはかることが農政の基本であると考えます。そのためには、零細な兼業農家を含め農家全体を対象として農業生産を振興し、その所得を高めることに努力いたすことはもとよりであります。最近における農業の動向から見ますと、農業に専念し、農業所得によって生活することが出来る農家を相当教育成することがきわめて重要であると存じます。このようにな自立経営農家及びこれに準ずる協業経営が健全に育成されるためには、農業に専念する農家が漸進的に経営規模を拡大し、生産性の高い農業経営の基礎を確立することのできる条件がつけられることが必要であります。

最近における農家戸数の推移を見ますと、昭和三十五年から四十年までの間に年平均約八万戸の減少を示しました。この間、都府県で一・五ヘクタール以上の農家が多少増加しておりますが、経営規模の拡大の傾向は必ずしも顕著とは言えない

状況にあります。また、農地についての権利移動を見ますと、自作地の売買等による有償移動の面積は年々増加し、昭和三十九年には約七万五千ヘクタールとなっておりますが、その内容においては、自立経営を旨とする農家の経営規模の拡大の方向に沿って行なわれているとは必ずしも言いがたないのであります。

そこで、年々移動している七、八万ヘクタールの農地に着目し、地域の実情に依り無理なく経営規模の拡大に資するよう方向づけることにより、農業によって自立しようとする農家及びこれに準ずる協業経営の規模拡大を促進することを旨として農地管理事業団を設立し、農地及び未墾地の取得についてのあつせん及び融資、農地の売買その他農地移動の円滑化に必要な業務を行なわせるため、この法律案を提出したのであります。

政府は、第四十八回通常国会における法案の審議経過等を勘案し、農地管理事業団の業務の範囲に未墾地の取得についてのあつせん及び融資を加えるとともに、事業団の業務は、今後事業の実施状況を見、市町村の希望により農村らしい農村のすべてにおいて実施することを旨として、初年度四百市町村において行なうものとし、また、農家に直接接触する事務は市町村及び系統農協に委託して処理することとする等、構想を改め、所要の予算を計上するとともに、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります

が、以下、事業実施上特に重要な法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、農地管理事業団の目的は、「農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与すること」と規定しております。

第二に、事業団の業務に関する規定であります。まず、事業団の業務の範囲といたしましては、農地、採草放牧地、未墾地またはこれらの附帯施設についての売買または交換のあつせん及びその取得に必要な資金の貸し付けと、農地、採草放牧地またはこれらにかかる附帯施設についての買入れ、交換及び売り渡し、借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けを行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定する業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとしております。この指定は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業会議の意見を聞いて申し出た場合について行なうこととしております。

さらに、事業団の業務執行の方針といたしましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準ずる農業生産法人の農地等の取得または借り受けを促進するようにその業務を行なわなければならないものとしております。

また、事業団の貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の元利均等年賦償還とするほか、一定の場合における一時償還及び償還の猶予、売り渡した農地等の買戻し、農地等の信託にかかる信託法の特例、地方公共団体及び信用農協連合会等に対する業務の委託について規定いたしております。

以上のほか、農地法の適用につきまして、事業団による農地等の買入れ、売り渡し及び借り受け、貸し付けについては許可を要しないこととし、また、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合は、小作地の所有制限は適用せず、更新拒否等についての許可を不要とする等の特例を設けることとしております。

さらに、税制上の特例といたしましては、本法案において不動産取得税を軽減することとしておりますが、また、別途今国会に政府から提出されております租税特別措置法の一部を改正する法律案におきまして、所得税及び登録税を軽減することとしております。

以上が農地管理事業団法案の趣旨でございます。(拍手)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に

対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。松浦定義君。

〔松浦定義君登壇〕

○松浦定義君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案の農地管理事業団法案に對し、佐藤總理並びに大蔵、農林、労働各大臣に、順次質問をいたします。

まず、政府は、本法案を再提出するにあたり、わが国農業の将来並びに食糧自給対策等、基本的かつ長期見通しのもとに総合的な検討がなされたかどうか。法案の内容を見るに、わずか一部分の修正にすぎない。わが党が主張した基本的な点は何ら考慮されていない。この点をまずお伺いいたします。

本法案は赤城前農林大臣の構想によるものであり、その内容は、初年度六千町歩、資金百億、十年間で三十三万五千町歩、利子二分、償還期限四十年、特に離農者対策をも考慮されていたものであったのであります。しかるに、大蔵省の農業輕視政策と農民に對する無理解によつて後退し、昨年度提出の原案は、わずか全国で百カ町村、一千町歩、資金は二十億、十年間で八万町歩、特に金利三分、期限三十年、依然として売りっぱなしで、離農者に對しては何らの対策もないのみならず、二、三年間はテスト方式で、実に自信も確信

もない内容であり、廢棄の取り扱いは当然であつたのであります。

しかるに、佐藤總理は、先般三月一日の本会議における場山議員の質問に對し、次のような答弁をされておられます。「農地管理事業団は必要であり、もしこれが一年早くできていたら、こゝろしなどは一年間本格的に働いて実績をあげたであろうと思ひます。」と言明されておられるのであります。本格的に働いたら何ができておられるのか、どのような実績があつたとお考えになるのか、具体的ににお聞かせ願ひたいのであります。

大蔵大臣に伺ひたい点は、本法案が日本農業の将来に對して必要であるとお考えになるならば、赤城前農林大臣の構想をなぜ無視されたのか。金利二分、償還期限四十年を、三分、三十年に切り下げ、事業費は百億を二十億にする、離農者対策は全然無視する、無謀にもひどい処置でありまゝす。わが国の農政は、農林省ではなく、大蔵省や通産省の意のままに振り回され、いまや大蔵省農林部的な立場に置かれ、農林省の自主性は全く地に落ちて、關係者の批判とひんしゅくを買つておられるのであります。一例を見ても明らかのように、農基法でいう自立農家百万戸育成のためには、九十万町歩の農地の移動が必要であります。それに要する資金は、反当二十万円といつても、一兆八千億の資金が必要であり、これは政府の公約であつた。農基法審議の焦点であつた。基本法の柱である公約を一方的に破棄し、これを今回

の農地管理事業団法案で推進するなど誇大に宣傳し、内容と責任のすりかえを行なわんとしていることは、農民をごまかそうとしておられるものであり、まことに遺憾であります。金利二分、四十年の資金は最低の要求であると思ひますが、大蔵大臣の責任ある御答弁を願ひたいのであります。

次に、今回再提出の内容は、四百カ町村、三千町歩、資金四十億、利子は三分、期間三十年、五カ年間に八万町歩、おもな改正は、未墾地を加えたことと、市町村農業委員会を受託事務の処理機関に指定する程度にすぎず、問題の離農者対策に一言半句も触れていないのは、小農切り捨てを裏づけるものであり、反論の余地は全くないのであります。農政關係者、學者グループ、特に与党内部にも多くの反對論のあることも明らかであります。この席から申し上げるのはまことに失礼ではありますけれども、去る九日、全国農業會議所主催の全国農業者大会の席上、本院農林水産委員長は、農林委員会を代表してと発言され、日本の農政には全然中心がない、すなわち、食糧の総合政策がない、このような状態で、構造改善がどうか、やれ農業近代化がどうか、農地管理事業団などと云つても問題にならないのではないかと、だから、場当たり農政、手探り農政だと野党に批判されるのは当然であると、語気を強めての意見が示され、一同異様の感であつたのであります。本法案の内容の不備不当性が全国の農業委員会の會長の前で明らかに示され、社会党の反對の態度が

理解されたいと思ひます。(拍手)したがつて、慎重なる検討が必要と考えます。これらの意見に對し、總理の御所見を承りたいのであります。農林大臣にお尋ねいたしたいことは、この法案は、農地等の権利移動を円滑にして、農業経営規模の拡大等に資することを目的としておられるのであります。三十九年に自作地の有償移動面積は七万六千町歩、この中には零細兼業農家の取得面積も含まれております。實際に経営規模拡大のための移動は、全耕地面積の二割にすぎないのであります。これは、農家が経営規模を拡大する条件がほとんどなく、その動きがきわめて低いことを示している。この状態の中で、農地管理事業団がわずか一割の農地移動のその何分の一かの移動を促進することで農業構造改善に寄与するということでは、全く意味がないと思ひるのであります。政府は、積極的に経営拡大できるような条件を問題とすべきではないか。

また、農家が現在経営拡大ができない理由の一つは、農地の価格が高いこと、また基幹労働力が不足していること、資金の蓄積がないこと、特に農畜産物価格が不安なことなどあります。四十年度の農業の動向に関する年次報告は、これまでの高い経済成長は、一面において地価の高騰、兼業農家の増大、農業労働力の質的な低下を招くなど、農業構造の改善を妨げる方向に作用しつつあることを認めておられます。しかも、今後これまでの動きを基本的に変えることはい

と見ているのであります。さらに、優良農地の増産面積の増加傾向、また不耕作地面積の増加を明らかにしているが、かかる状態を放置したまま全耕地の十分以上の流動化を進めても、農業構造の改善にはならない。政府は、まず、優良農地の増産防止、農用適地の整備拡充等のため、土地利用区分を明確にし、全額国費で土地改良を実施し、農地価格が宅地の高騰に影響されることのないよう対策を確立すべきであると思ふが、農林大臣の御所見を承りたいと思ふ。

次に、自立経営を目標とする農家の農地取得を促進することを第一に掲げているところが、現状は、農業年次報告が兼業農家といえども農地保有の意欲が強いことを指摘しているように、他産業で安定した就業の保証がないために、兼業農家は農地を手放そうとしない。これは当然のことであります。最近の経済不況の影響で、一度離村就職した者が再び離職し帰村する、いわゆる還流人口が増加している傾向から見ても、兼業農家、零細農家が農地を手放す条件はない。しかしながら、北海道の畑作地帯においては、一町村何百町歩という移動が行なわれんとしている実態は、まさに、ここまで追い込んだ政府の責任であり、わが国農政の一大悲劇といわざるを得ないのであります。この現実を総理並びに農林大臣はどうお考えになるのかを承りたいと思ふ。

次に、農業年次報告の中で、耕種部門をはじめとして農業生産の停滞傾向が見られることを明らかにし、特に兼業農家の生産力が専業農家より劣ることを指摘しているところが、全耕地面積のうちで兼業農家の耕作面積は実に七二％に達している。このうちの二割を年々自立経営に移動させていくぐらうには、農業全体の生産を高めたいためには実に数十年の歳月を要することになる。さらに、一方では、兼業農家の生産への意欲を失わせ、国全体の農業生産の低下を促進することになる。全体の生産を高めようとする見地に立つならば、少数の自立経営育成に力を注ぐよりも、兼業農、零細農を含めて生産を高める方策を講ずべきであると思ふ。現に、小規模農家の参加した農業生産法人や、兼業農家も加わった水稲の共同作業など、共同化の方向での経営規模拡大の動きは全国各地に数多くの実例があるではないか。政府はこの方向をこそ伸ばすべきではないかと思ふが、農林大臣の御所見を承りたい。

次に、自立経営とはいかなる農家をさすのか。適正規模とはどの程度なのか。かつての所得倍増計画では、二町五反と言ひ、十年間に百万戸の自立農家の育成をすると政府は言明していたが、現在どうなっているのか。このためには約九十万町歩の農地の移動が必要となるが、政府はこれら農地の移動をどう進めようとするのか。農地管理事業団がこの事業に当たるとするならば、あまりにも法案の内容が不備であると思ふが、具体的に数字をあげて計画を明らかにしてほしいのであります。

次に、政府はこの法案を糸口として農地法の改正と小作料の改定を検討していると伝えられているが、事実かどうかを伺いたい。

現行農地法は、耕作農民の所有権、耕作権の擁護を原則としており、これを改悪して農地を少数の上層農に集中させようとするのは、農地制度上重大な問題である。本法案がその糸口となる危険は多分にある。農地法改正の具体的な内容と、それらと本法案との関係を明らかにされたい。もしそれが明らかにできない段階であるならば、この法案のみを切り離して成立させるべきではないかと考へられるので、特にこの点明確にしたいと思ふ。

次に、この事業の機構についてであります。中央並びに県段階では、役人が一方的に支配する内容になって、役人の古手が大部分で、すでに中央、県段階では人選がうわさされていると聞くが、この点はどうか。

しかし、最も仕事が多くて困難な市町村段階は、わずかの事務費で農業委員会にすべてを押しつける仕組みになっている。市町村段階の困難な仕事をまかせるならば、中央並びに県段階も農民の団体である県農業会議、全国農業会議所にまかせて、この制度の農民的、自主的運営をはかるべきである。政府機関は監督の立場にあつてこの適正運営を推進することが農民の協力と理解を得る最善の方法と考へるが、どうか。半官半民的な事業団の性格では責任ある事業の遂行はできないと

思ふが、御所見を承りたいのであります。

次に、労働大臣の御意見を伺います。

この法案の重要な点は、経営の規模の拡大、集団化、農地保有の合理化等、適正円滑に行なうことを目的としているが、これを達成するためには、二つの条件の完全な一致を見なければならぬのであります。すなわち、その一つは、土地を取得する側の農家は、低利長期並びに農地の拡大等有利な条件のもとで生活は安定するが、他方、土地を手放す農家は、離農転業をするにあたり好条件は一つもない状態の中で、生活の不安は何ら解消しないのであります。この両者を比較した場合、あまりにも雲泥の差があるではありませんか。先祖代々引き継ぎ永住してきた人たち、また、戦争の犠牲となつて強制疎開させられた人、人知れぬ苦勞の連続の中で借金に苦しみながら無計画な入植により今日離農を余儀なくされた者等々に対し、責任ある対策の片りんも見られない本法案は、農民の真の苦しみを知らない為政者ならいざ知らず、みずから農業を体験している者としては、断じて承認できない内容であります。

労働大臣は、離農者に対する職業安定行政なるものを考へておられるのかどうか、もし考へがあるならば、なぜそれを本法案の中に一項でも加えなかつたのか、その理由を明らかにしていただきたいのであります。かつて、石炭政策転換対策として離職者に対してとつた実例があるではありませんか。これと同様の取り扱いが必要と考へる

次に、政府はこの法案を糸口として農地法の改正と小作料の改定を検討していると伝えられているが、事実かどうかを伺いたい。

現行農地法は、耕作農民の所有権、耕作権の擁護を原則としており、これを改悪して農地を少数の上層農に集中させようとするのは、農地制度上重大な問題である。本法案がその糸口となる危険は多分にある。農地法改正の具体的な内容と、それらと本法案との関係を明らかにされたい。もしそれが明らかにできない段階であるならば、この法案のみを切り離して成立させるべきではないかと考へられるので、特にこの点明確にしたいと思ふ。

次に、この事業の機構についてであります。中央並びに県段階では、役人が一方的に支配する内容になって、役人の古手が大部分で、すでに中央、県段階では人選がうわさされていると聞くが、この点はどうか。

しかし、最も仕事が多くて困難な市町村段階は、わずかの事務費で農業委員会にすべてを押しつける仕組みになっている。市町村段階の困難な仕事をまかせるならば、中央並びに県段階も農民の団体である県農業会議、全国農業会議所にまかせて、この制度の農民的、自主的運営をはかるべきである。政府機関は監督の立場にあつてこの適正運営を推進することが農民の協力と理解を得る最善の方法と考へるが、どうか。半官半民的な事業団の性格では責任ある事業の遂行はできないと

思ふが、御所見を承りたいのであります。

次に、労働大臣の御意見を伺います。

この法案の重要な点は、経営の規模の拡大、集団化、農地保有の合理化等、適正円滑に行なうことを目的としているが、これを達成するためには、二つの条件の完全な一致を見なければならぬのであります。すなわち、その一つは、土地を取得する側の農家は、低利長期並びに農地の拡大等有利な条件のもとで生活は安定するが、他方、土地を手放す農家は、離農転業をするにあたり好条件は一つもない状態の中で、生活の不安は何ら解消しないのであります。この両者を比較した場合、あまりにも雲泥の差があるではありませんか。先祖代々引き継ぎ永住してきた人たち、また、戦争の犠牲となつて強制疎開させられた人、人知れぬ苦勞の連続の中で借金に苦しみながら無計画な入植により今日離農を余儀なくされた者等々に対し、責任ある対策の片りんも見られない本法案は、農民の真の苦しみを知らない為政者ならいざ知らず、みずから農業を体験している者としては、断じて承認できない内容であります。

労働大臣は、離農者に対する職業安定行政なるものを考へておられるのかどうか、もし考へがあるならば、なぜそれを本法案の中に一項でも加えなかつたのか、その理由を明らかにしていただきたいのであります。かつて、石炭政策転換対策として離職者に対してとつた実例があるではありませんか。これと同様の取り扱いが必要と考へる

思ふが、御所見を承りたいのであります。

次に、労働大臣の御意見を伺います。

この法案の重要な点は、経営の規模の拡大、集団化、農地保有の合理化等、適正円滑に行なうことを目的としているが、これを達成するためには、二つの条件の完全な一致を見なければならぬのであります。すなわち、その一つは、土地を取得する側の農家は、低利長期並びに農地の拡大等有利な条件のもとで生活は安定するが、他方、土地を手放す農家は、離農転業をするにあたり好条件は一つもない状態の中で、生活の不安は何ら解消しないのであります。この両者を比較した場合、あまりにも雲泥の差があるではありませんか。先祖代々引き継ぎ永住してきた人たち、また、戦争の犠牲となつて強制疎開させられた人、人知れぬ苦勞の連続の中で借金に苦しみながら無計画な入植により今日離農を余儀なくされた者等々に対し、責任ある対策の片りんも見られない本法案は、農民の真の苦しみを知らない為政者ならいざ知らず、みずから農業を体験している者としては、断じて承認できない内容であります。

労働大臣は、離農者に対する職業安定行政なるものを考へておられるのかどうか、もし考へがあるならば、なぜそれを本法案の中に一項でも加えなかつたのか、その理由を明らかにしていただきたいのであります。かつて、石炭政策転換対策として離職者に対してとつた実例があるではありませんか。これと同様の取り扱いが必要と考へる

が、御所見を承りたいのであります。最近、聞くところによると、農民を対象にした国民年金の付加年金制度の新設、また、離農希望者などに対する職業安定行政を拡充する等の意見があると聞きますが、その内容を明らかにするとともに、かかる本法案の内容で目的が達成できると考えるならば、その理由を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、したがって、社会党としては、次の根本的な農業構造政策の実施を考えていることを申し上げておきたいのであります。

すなわち、国土の高度利用を大胆に計画すべきであります。国土調査、利用区分の策定、農用地造成、農業近代化促進のための国の重点対策を打ち出すべきであります。特に、農民年金制度の確立と、農民を社会保障の面で差別しないことなどでありま。

政府は、農業基本法では西ドイツの例を取り入れ、今回の農地管理事業団構想はフランス、オランダの制度をまねたものといわれているのであります。ここで、諸外国における農地流動化について触れてみたいと思います。

昨年、私は、社会党の第二次欧州農業調査団長として各国の実情を広く見聞いたしました。第一は、農地値上がりについて強力な抑制策を取り入れていることであります。したがって、農民の離農者年金制度など、農民保護の制度が確立しているのであります。イギリスの場合は、農民の自

主性を尊重しながら農地の流動化が進められ、その具体策として立法化を進めている重要な点は、五十五歳以下で他の職業につく者には、一時金として千ポンド、日本円で百万円を与える、六十五歳以上の離農者には、毎年百ポンド、十万円と、一エーカー、四反当たり一ポンド、千円、これを離農当時の面積に乘じて与える、また、離農は決して強要せず、共同化を希望する者には共同化に必要な経費の九〇%を国が補助金として支出する等でありま。わが国においてもこれに近い政策がとられない限り、国民の食糧不安は絶対に解消できないことを申し上げておきます。総理並びに大蔵、農林両大臣の御決意のほどを承りたいのであります。

以上の見地に立つて、本法案は名実ともに慎重審議を必要とすることが明らかになったと思ひます。したがって、時間の制約を受ける本会議の質疑では要を尽くすことはできません。本案の重要度にかんがみ、今後当該委員会審議にあたり総理大臣並びに関係大臣の出席方を特に要請いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

農業問題は、申すまでもなく、国民食糧の確保、同時にまた農家経済の充実、そういう意味におきまして最も重要な問題でございます。わが国におきましても、この観点から農業基本法を制定

し、また、その定むるところの諸政策を政府は遂行しておるのでございます。そこから、ただいま自立経営農家を育成強化する、こういうような必要が生じております。昨年も農地管理事業団の法案を提案いたしました。皆さま方の御審議を得たのでございますが、結局、これは成立を見るに至らなかつた。まことに私は残念に思つておる次第であります。もしもこの法律案が成立いたしましたら、これはパイロット的な施策でございますが、百市町村におきまして、そのモデルケースとして、農地管理事業団が事業を開始し、いわゆる自立農家の育成強化に力づけ、また同時に、基本的な体制を整えることができたと思ひます。私は、このことが一年おくれたことはまことに残念だ、かようなことを過日もお答えいたしましたのであります。今回は、所要の改正を加えました、百でなくて四百市町村においてこのパイロット的な役割りを果たす、かように考えておりますので、今回はぜひとも御協力を得たい、一日も早くこの審議成立を見まして、自立経営農家に対しての政府の態度、また国会の態度というものをお示しをいただきたい、かように思ひますし、また農家に対しまして力づけていただきたい、かように思ひます。

次に、この問題について与党内においていろいろ意見も違つておるじゃないか、こういう意味で、農林水産委員長の言などを引用されましたが、実は、私はあまりその委員長のことを詳細

には存じません。しかしながら、今日こうして政府並びに与党が一致してこの法律案を提案いたしておるのでありますから、それらの点には御心配なく、前向きでぜひとも御協力御審議のほどをお願いいたします。

次に、農業について、開拓農民の実情等に触れられ、ことに北海道等の実情はなかなか心配するものがある、こういう御指摘であります。御承知のように、戦後並びに戦時中に、強制入植されて、そして開拓いたしました、非常にうまくいっているところもありませんが、成績の悪いところもありません。そういう意味で特に北海道等におきましては離農する者もありませんが、同時にまた、離農したあとのその土地を買い受け、そして営農しておる、成績をあげておられる方もあるのであります。だから、政策の上で、これらの離農者に対しては、離農奨励金を出すとか、また、営農される方には、自立経営のできるように、資金並びに経営指導をするとか、それぞれ所要の処置をとつてまいらるつもりであります。これは一がいに様に申すわけにはいかない。その実情に即して政策を遂行していく、このことが必要だと思ひます。

次に、農業基本法その他農地管理事業団等も諸外国の例を十分参考にしろ、こういうお話であります。確かにそのとおり私も考へておりますが、もちろん、その国の農業の姿、それは、そのときの経済状況や、また社会的な諸条件、そ

れらによりましても、すべて外国と同一だ、かよ
りには申せませんが、参考になるべきものは参考
にするつもりでおります。

最後に、この法律案が農政上最も重要な法案で
あること、これは御指摘のとおりでありますので、
で、私も、政府として、この法律の審議につ
いては十分協力するつもりであります。

その他の点については、関係大臣からお聞き取
り願います。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) ただいま、いろいろの
点について御質問があったわけでございしますが、
そのうちで、七、八万町歩の売買が現在行なわれ
ているのであるが、そういうものをどうしてこの
線に沿わすかという意味の質問であったのが一点
であったと思っております。現在、七、八万町
歩の売買がございします。これは必ずしもわれわれ
が考えているような方向には動いておりません。
そういう意味合いでございしますから、でき得る
限りこれらの経済拡大のほうに、この売買の機会
をとらえてその方向に向かわせてまいりたいとい
うこととに努力を払ってまいりたい、このように考
えているものでございします。

それから、その場合においては、中央におい
てはほとんど官僚的であるが、地方においても、農
業のいわゆる団体関係の状態が、これらの仕事を
うまくやれるかどうかという問題でございします。
もちろん、こういう点につきましては、実情に即

応させる必要がございしまするので、その点は昨年
よりもだいたい考えまして、市町村内にあるところ
の農業委員会、農業会議、そういう方面の知識を
よく吸収する、それからまた、農業協同組合の働
きをよくこれに取り入れるということで、その農
村の実態に即応するようにやはり考えまして、こ
れらの実態に即応するものと中央との関係を十分
息を合わせながらこの目的を達成せしめていき
たいという考えから、さようにいたしておるわけ
でございします。

それから、いろいろございしますが、自立経営
については、百万戸成立せしめるというようなこ
とであるかどうかというような問題でござい
ますが、現在の情勢から申しまして、やはりどうし
ても農業を専門に進めるところの自立経営を増強
させる必要があることは言うまでもないのでござ
いまして、現在の統計を見ましても、また若干そ
ういう方向に向かつて、内地ならば一町五反以上
のもの、そういう農家がふえつつあるということ、
しかし、それは非常に微弱なふえ方であるとい
うのでございしまするので、そういう方向をも見ま
して、そしてこの事業団がそういう面に、地方農業
団体その他と一緒に協力して、その方向に進めて
まいりたいというふうに考えておるようなわけで
ございします。

それから農地法の改正と小作料の改定をやらな
ければならぬじゃないかというお話でござい
ますが、これらにつきましても、農地法の問題につ

いて、小作料その他の、あるいは小作条件につ
いての改正を要する面もあると思ひます。しかしな
がら、それらについては、いろいろの点において
非常に重要な面でありまするので、それらの面
については慎重に検討してまいりたい、こういう考
えでおるわけでございします。

その他、いろいろございしましたけれども、な
お委員会において十分お話ししたいと存じます。
(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 赤城構想に比べて、今
回の政府案は後退をいたしておるではないかとい
うお話でございしますが、まず、融資条件について
見ますると、赤城農林大臣の当初の構想は四十
年、二分、こういうことであつたわけでありま
す。しかし、政府間の話し合い、特に大蔵省との
話し合いにおきましては、これが三分、三十年に
なつたわけでありまして、これは赤城さん自身がよ
く了承してきめられたことでもあります。これを現
在農林公庫がやっておりますところの融資条件、
つまり自作地取得融資、その条件が三分五厘で二
十五年であるというのに比べますと、相当の改
善であり、今日の状況から見ても、まず最大限の考
慮を払っておる、かように考えております。

また、対象市町村を、当初の赤城さんの原案で
は、初年度四百町村ということをお申されておつた
のであります。これを昨年の政府案では百町村に
したのであります。今回は、当初の赤城構

想同様に四百町村に直してあります。御安心を願
いたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣小平久雄君登壇〕

○国務大臣(小平久雄君) 私に対する御質問は離
農者の職業安定の問題でございしますが、離農者の
職業安定を極力期しますことと重要でありますこ
とは御指摘のとおりでございします。労働省とし
ては、一般的に申しまして、離農者が他に職業
を求められるという場合には、職業安定協力員あ
るいは市町村当局、農業委員会等とも十分連絡を
とりまして、職業相談あるいは指導、訓練とい
つたようなことをやっておりますが、特に、農地を
処分いたしました他に職をかえようとなされます
ところの中青年の方々につきましては、特別に訓
練その他をやりました、これが他への転職を容易
にいたそう、そういう策をやっておりますわけでござ
いします。特に四十一年度におきましては、職業転
換給付制度もたいぶ充実されますし、あるいは
労働市場センター等も整備されて、その情報
の提供もより一そう迅速に相なりますので、こう
いったことになお一そう力をいたしまして、万道
億なきを期してまいりたいと思ひしております。し
たがって、本法案の中に職業転換に関する規定を
設けなくとも、従来やっております諸施策をな
お一そう推進することによって、差しつかえない
もの、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) 小作料改定についてど

考えるかという問題でございます。この問題は、きわめて重要でございますが、なお十分検討を加えておりますので、この検討を加えつつあるということで御了承を願いたいと思ひます。

(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。建設大臣瀬戸山三男君。

[國務大臣瀬戸山三男君登壇]

○國務大臣(瀬戸山三男君) 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民経済の均衡ある発展を期し、国土の普遍的開発をはかるためには、その基盤となる交通輸送施設の整備拡充、とりわけ近代的な高速自動車道路網の全国的な整備が必要であることは多言を要しないところであります。

政府におきましては、国土開発縦貫自動車道建設法制定以来、鋭意その建設につとめてきたのであります。昨年名神高速道路の全線開通を見、引き続き中央自動車道及び東名自動車道の建設を

推進いたしているところであります。近年急速な発展を遂げつつある自動車交通の実情から見て、さらに飛躍的にその建設を推進すべき段階に至っているものと考えます。

高速自動車道路網の建設は、国土開発の根幹となるものであり、国民経済及び国民生活の各般にわたつて重大な影響を与えるものでありますから、その整備にあつては、長期的な観点のもとに、計画的に進めることが必要であります。

御承知のように、高速自動車道路網につきましましては、現在、国土開発縦貫自動車道建設法をはじめとして、六つの法律で定められていますが、わが国民経済の今後の発展の基盤となるべき高速自動車道路網としては、これら諸法による路線だけでは、全国的に見て必ずしも十分ではなく、また、これら路線相互の有機的な結びつきも十分でないらみがあります。

このような観点から、政府といたしましては、かねてから進めてまいりました高速自動車道路網設定のための調査の成果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにし、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することいたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。

まず、国土開発縦貫自動車道建設法に、東海道幹線自動車道建設法ほか、これに類する四法を

統合し、「国土開発幹線自動車道建設法」に改めることにいたしました。

次に、高速自動車道路網の整備をはかるため、国土開発縦貫自動車道をはじめとする既定の法定路線約五千キロメートルに、北海道横断自動車道等の必要な路線約二千六百キロメートルを追加して、約七千六百キロメートルの国土開発幹線自動車道の予定路線を別表で定めることといたしました。

また、これらに関連して関係規定の整理を行なうことといたしました。

以上が国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。井谷正吉君。

[井谷正吉君登壇] ○井谷正吉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま御提案になりました国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案につき、以下、若干の質問を行ない、関係各大臣の御答弁を求めます。

政府は、本案をお出しになった理由として、国土開発の基盤たる高速自動車道路網の整備をはかるといふことといたして、

かるため、新たに国土開発幹線自動車道の予定路線を定める等の必要があるとされ、従来の国土開発縦貫自動車道を、国土開発幹線自動車道という名称に改め、すでに立法されている十四路線に、さらに新しく十八路線を追加して、合計三十二路線、七千六百キロを、向こう十五カ年に完成するといふ、まことに画期的な御構想を提示されたのであります。

申すまでもなく、わが国の道路は西欧先進国に比べて非常に立ちおくれしております。たとへこの高速幹線自動車道が予定されていることと十五カ年内に完成いたしましたとしても、なお十年の差があるだらうといわれているのでありますから、いま政府がおそまきながらもこの速大な計画に踏み切られたことは、私として一応欣快とするところであります。

しかるところ、ここにはからずも、私どもにとつてはなほだ好ましくおぼしめされておるのであります。というのは、新聞等に発表されましたこの高速幹線自動車道三十二路線中には、すこぶる怪しい政治のおいがするところがあります。あれは自民党がその党勢を拡張するための政治路線ではないかというのであります。しかも、この御発表たるや、やがて衆議院の解散、総選挙も近かつらうとわさされていふ今日、地域住民の関心の最も深いこの時期に、いわゆる総花的な予定路線が公にされるといふことは、ますますこの疑心を濃厚にいたしてはいるのであります。

さらに、仄聞するところによりますると、自民党政調会の建設部会、道路調査会等におきましては、本法が通過後、さらに引き続き所要路線の追加設定を行なう御意向のようでありますから、そういたしますと、これは少なくとも一万キロ以上にも及びまして、好むと好まざるにかかわらず、当然いかがわしい政治路線が混入してまいります。

古来、鉄道、道路等の選定にあたりまして、時の政権が、党勢拡張のために、これを悪用したことは、歴史の証明するところであります。(拍手)後世のきびしい批判と指弾を受けているのであります。したがって、近代民主政及びそれに属するわれわれは、肝に銘じてかかる邪道におちいつては相ならぬと思っております。

ことに本改正案によりますると、総理大臣は、国土開発縦貫自動車道の効率的な建設をはかるために、必要な事項を考慮して、その予定路線を立案するといふ重大な御職責が明らかにされているのであります。一たびこれを悪用いたしますならば、それは直ちに国民の信を失うばかりではなく、将来健全なる政党政治を發展せしめることはできないと考えます。

私は、これらについて総理大臣の忌憚なき御所信を承りたかったのでありますけれども、御欠席でありますので、後日適当な機会にお答えを願いたいと思っております。

これより建設大臣にお尋ねいたします。

端的に申し上げまして、従来建設省は、この国土開発縦貫自動車道についてはきわめて熱意がなく、消極的でございました。したがって、議員立法が多かつたわけでありましたが、それがいま、なせ手のひらを返したように積極的になられたのであるか。私のはなはだ不可解とするところがあります。伝え聞かるところによれば、建設省は、こう次から次へと高速道の議員立法をなされた段には、建設省のメンツはまるつぶれである。ゆえに、いまのうちに何とかして議員立法を阻止しておかねばならぬということから考えられた、建設省のいわゆる自衛手段であるというのであります。すが、いかがでございますか。

言うまでもなく、国会は立法の府であります。各議員は、おのおの国民の代表として、立法をなし得る権利を持つておられます。この権利は何人といえども封殺することはできません。もしうわさのごとく、建設省内にかくのごとき考えが針の穴ほどでもあるといたしますならば、これは断じて許すべきことではないのであります。大臣は、これらに対していかがの考えを持っておられるか、承りたいのであります。(拍手)

さて、以下、当面する具体的問題を数点に要約して質問をいたします。

その一つは、建設大臣御提唱の二時間理論帯高速道路網計画であります。この構想では、高速道の総延長は六千七百キロであり、經過地その他の特殊事情を考慮して、多少の変更はあるとして

も、七千キロ以内におさまるであらうとされておりましたが、それがなぜ一躍七千六百キロに増大したのであります。私の承知するところでは、議員立法によるものが約五千キロ、そのうち昭和五十五年までに二時間理論帯高速道路網構成に必要とするもの約三千七百キロ、その他の新路線約三千キロ、これを合わせて六千七百キロでありました。したがって、私は、その差の九百キロというものがどうしてもふに落ちないのであります。

先日、大臣は、NHKの対談放送で、このたびの高速自動車道路線は、政治路線との批評が強いが、大臣としてはどう考えるかという質問に対し、結局は政治がきめるものだというような御答弁にとれましたが、そうすると、このオーバークロスは、やはり政治的な御配慮によつておきめになったのであります。さきにも申し上げましたように、自民党においては、相当濃厚な政治路線を本法案成立後に追加させる予定に聞き及びますが、しからは、これも最終には政治的配慮によつて御決定になるのであるか、お伺いをいたしたいと思います。

私は、鉄道にしろ、高速自動車道にしろ、すべてこれらは国土開発、輸送効率の増大という、わが国発展のための経済的効率から決定すべきものであると思つて、自民党にしても、社会党にしても、その時の政権にある者が、その政治的な効果をねらつて、これを謀略の手段に用いるような

ことがあつては相ならぬものだと考へるのでありますが、御所信を承りたいと思つて、(拍手)次に、財源でございます。政府は、本法成立とともに、えんえん実に七千六百キロに及ぶ高速自動車道を十五カ年をもつて完成せられるのであります。その工費たるや、少なくとも六、七兆円という巨額な費用が必要とされます。政府は、この財源をいかにしておつくりになるお考えでありますか。

国土開発縦貫自動車道建設の現行法によりまして、高速自動車道はすべて有料であり、その通行料金をもつて建設資金を還元する。償却が終わりまするならば、その高速道は無料で開放されるということになっております。しかし、これは首都圏あるいは近畿圏の一部等で、自動車の交流がきわめてひんぱんである特殊地帯であるならば、あるいは数年を待たずして償却が望めるでありましたけれども、これと事情を異にする未開発地域の長距離路線等におきましては、幾十年の歳月を待ちましても、通行料金による建設費の償還をまかなうことはとうてい不可能でございます。それどころではございません。既設の高速道中最も採算率のよいとされておる名神でさえ、通行料金が非常に高いので、利用者は金の要らぬ名古屋―天理―大阪のコースを往復する状態であり、このために名神は、四月から料金の値下げをするというお聞きです。いずれにいたしましても、実情はかくのごとくでありますから、七千六百キロに及ぶこの

高速自動車道の財源を、ただ通行料金のみに期待することはできないと思えます。

次は、ガソリン税であります。御承知のごとく、道路五カ年計画における唯一の財源はガソリン税収入であります。ところが、このガソリン税収入が、昭和三十六年以来だんと減つてまいりました。また、これとともにガソリン消費量も漸減し、昭和三十六年度の前年度比は一・一九倍、次には一・一五倍、次は一・一三倍と順次低下を来たのであります。その理由はいろいろあるでありますが、要するに、ガソリン及びその消費税が非常に高いことから、ガソリンをやめましてプロパン、重油等に燃料の切りかえを行なったり、あるいはガソリンをあまり食わない小型車に切りかえる、こういうような傾向は、今後ますますはなだしくなると思うのであります。よって、この画期的な大高速道の建設を、ガソリン税のみに依存するという安易な考えは、もはや今日においては通用いたさぬと思つてであります。

しからは、この財源は一体どこにあるのでありましようか。かつて名神は、その建設費の一部を世界銀行から借り入れしました。しかし、これは電源開発、愛知用水等の例を申し上げますまでもなく、進んで借り入れを行なうべきものではありません。しかし、政府は、この外資導入等についての何らかの考えを持っておられるのであるか、あるいはまた、建設公債等を発行しておやり

になる考えでありますか、私はこの両案ともに基本的に異論を持つものでありますから、お伺いをいたします。

第三は、用地問題であります。一口に七千六百キロと申しましても、これに要する敷地は非常に広大なものと考えます。ことにこのたびは、高架式でなく、土盛り平面式を御採用になると承りますが、そうすれば当然、河川、かんがい水路、農道等にまたがる複雑な問題が起こります。世界一物価の高いわが国とはいえ、外国のそれに比べて五倍、六倍の建設費のかかる高速道路であります。しかも、その半分近くあるいはそれ以上のものが用地の買収費であることを考えるならば、この用地問題は資金の問題と並んで、ともに重要な課題であると思えます。

用地提供者の中には、祖先伝来の耕地を公共のために換出して、明日よりの生活の道に苦慮する人々も多いのであります。また、中には、ごね得をして暴利をむさぼる者も少なくありません。さらに、一方においては、この道路が敷設されるために、勞せずして地価の暴騰を喜ぶ沿道の土地所有者もあるわけがあります。しかも、憲法におきましては、人民の私有権が保障されているというこの環境において、この用地を接収することについて、大臣はいかなるお考えを持っておられるのでありますか。

第四は、作業面であります。しばしば繰り返すように、この計画は有史以来の大事業であり、そ

の実行は実に容易なものではありませんが、大臣、これは一体どこの機関がこれをやろうとするのでありますか。建設省じきじきにおやりになるのでありますか、あるいはまた道路公団がやるのでありますか。私は率直に申し上げまして、現道の道路公団ではこれは荷があまりに重過ぎると思つてあります。ことに、公団の機能は限界にきておると思います。ことに、これは建設省がやるにしても、公団がやるにしても、さうそく問題になるのは技術要員、なかならず優秀なる道路関係技術者が不足していると考えられますが、これについての対策はどうお考えになっておるか、伺いたしたいと思います。

最後に、これは基本的な重要な課題でありますから、明快な御答弁を期待いたします。

大臣、私はつらつら考えますのに、元来、道路というものは、人間の生存生活の上になくてはならぬ公共共有の施設であります。しかるに、国がこれを通行する人間どもから通行料金を徴収するなどということは、これはいかなるものでありましようか。国道や府県道におきましては、幾ら建設費がかかりましても、通行料金は取っておりません。高速自動車道といえども国道であります。ゆえに、私は、この高速自動車道は、西欧先進国でもそうでありまするよりに、無料道といたしまして、この建設に要する資金は国が思い切つて投入をする、そうして観光道路であるとか、直接産業生産に関係がなく、投資回収もまた容易である

任意路線を道路公団が建設すればよいと思ひます。

また、新高速幹線自動車道の地方路線は、当分二車道というのでありますから、それでありまするならば、建設省がいまやっております国道整備により一そう力を入れて、これをインターチェンジをもつて高速幹線自動車道の大動脈に結合するということをするならば、高速道の建設費も軽減され、また、いわゆる政治路線などといわれるものも整理されまして、一挙兩得であると考えまするが、これらに対する大臣の所御見を承りまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 内閣総理大臣の答弁は適當の機会に願うこといたします。

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私には、一体財源をどうするんだ、こういうお話でございするが、これだけの大事業をやろうというのですから、この財源、なかなかたいへんであります。しかし、今日わが国の道路は非常に立ちおくれおる、ことに高速道が非常に少ない、こういう状況を考えますときには、万難を排してこれが実現に当たらなければならぬ、かように考えます。そういう観点から、これを今後どういふふうによつていくかという、やはり財政の事情とよくにらみ合わしていかなければならぬ、かように考えています。そういう観点から、まあ近い五カ年くらいを区切つて一つの計画見直しを立てる、それを基幹として

この計画を進めていくということが適切じゃないかというふうに考えておられるわけでありませう。何とかというふうにも、この財源問題はきわめて重大な問題でありますので、私も極力これが実現に協力する立場で検討してみたい、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) お答えいたします。

まず第一に、政治路線云々のことがありました。これは総理からあらためてお答えいたしますけれども、全国詳細に調べまして、学識経験者等の意見も聞き、なお、各種の資料から決定したものであります。いわゆる世間でいう政治路線というのではないということをお申し上げしておきます。

次は、一体建設省はこういう道路に熱がなかったのに、いまごろばかりと出したのは、何か国会の権威と申しますか、そういうものをセーブする考えではないか、そういう考えは全然ございません。なるほど、従来いわゆる縦貫自動車道等については相当長い調査をいたしております。井谷さん御承知のとおり、まだまだ一級国道が四十一年度、いわゆることとしておおむね終わるといふ日本の道路事情でございます、こゝまで手が届かなかった。いわゆる東京―小牧、あるいは小牧―大阪、この程度の急に必要なることをやっておることは御承知のとおりであります、まだまだい

この際、先ほど申し上げましたように、六路線あります国会で決定された路線を中心にして全網をきめて、いよいよ本格的な高速道路にかかろうというの、先ほど申し上げましたように既存の一級国道はおおむね今年で完了いたしました。また、いわゆる従来の二級国道も、大体昭和四十七、八年で完了の見通しを進めております。その他の地方道、今年からはいわゆる市町村道にも相当のウェイトを置くという段階になりました。

今後十年、いわゆる昭和三十五年、この時点がこの大動脈でつなぐ時点である。こういうポイントをはかって縦貫自動車道を整備しようというわけです。この際、将来の日本の国づくりの姿というものをここに国民に明らかにし、国会で決定してもらって、国民の総力をあげてわが国の将来の国土建設に邁進すべき段階に入った、かような判断でございますから、御了承を願います。

それから、私が先般何かNHKテレビで政治路線云々の発言があったというお話であります。この問題については総理からお答えいたしますが、あのときに、一体政治路線ということがあるが、というお話がありました。一体政治路線とは何ぞやということでありませう。道路政策全般から言いますと、先ほど申し上げましたように、これは将来の日本をトする大きな政治でありますから、そういう意味から道路政策はすべて政治路線である。ただし、いわゆる通俗に使われる政

治路線という意味では、全然そういうものとはちがいますと申すことを申し上げておるわけでございます。

それから、現行の工事であるのが大体五千五百キロありますが、五千五百キロに対して七千六百キロはおかしいじゃないか、七千キロというのでなかったか、こういうお話であります。検討の段階ではいろいろ検討いたしております。詳細はここで申し上げませんが、私も、あらゆるデータ、将来の日本の農村あるいは山林あるいは都市の配置、こういうものを全部考えまして、一応全国に一万キロの路線を引きまして、それから将来の発展の度合いあるいは財政の事情等を考えて、この程度、七千六百キロあたりがまずまずいまの段階では適当であろう、こういう決定をいたしましたことを御了承願います。

それから、財源の問題については、先ほど大蔵大臣からお答えいたしましたから、これは省略いたします。これは一番の大きな問題であります。もちろん有料制オンリーではないかと思っております。これは今後の重大な問題でありますから検討いたします。けれども、先ほどお話のように、これを現在の国道のように無料にする、いわゆる無料公開の原則に従うということは、いまの日本の国力あるいは日本の財政能力ではできませんから、ある程度の料金を取って、産業経済のコストの問題を考えて、たとえば遠距離通過とかいろいろの方策を講じて、将来の日本の経済の発展、

この道路をつくった意義があるような制度をつくりたい。これはまたいろいろ皆さんのお知恵もかりたいと思っております。

それから用地問題、これはなかなか困難であります。土地収用法の改正等もいたしますが、これはこの道路の性質を御理解してもらって御協力を願いたい、今日の段階ではさように申し上げておきます。もちろん、このために農地を取られて生活に困る人は、別途の方法を講じていきたい、かように考えております。

それから、事業執行体制の問題であります。もちろん、これはたいへんなことでありますから、私も、現在直轄事業をいたしております技術者等をこのほうに振り向けることも研究いたしております。しかし、新たに別に機関をつくることはいま考えておりません。けれども、これも大問題でありますから、あわせて検討をいたしたいと思っております。

それから、無料にしたかどうか、これはいまの段階ではできませんから、やはり国民の力をかりながらやっていきたい、かように考えておるわけでございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
 大蔵大臣 福田 赳夫君
 文部大臣 中村 梅吉君
 農林大臣 坂田 英一君
 通商産業大臣 三木 武夫君
 労働大臣 小平 久雄君
 建設大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

内閣法制局第四部長 田中 康民君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る二十五日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁調整局長 宮沢 鉄蔵
 自治大臣官房会計課長 薄 津芳

一、昨二十八日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官房会計課長 土田 國保

(政府委員任命)

一、去る二十五日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二十五日議長において承認した宮沢鉄蔵外一名を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二十八日議長において承認した土田國保を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十五日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、一日付をもつて自治大臣官房会計課長 田一良は消防大学校長に任命され、また二十二日付をもつて経済企画庁調整局長事務代理田中弘一は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

一、昨二十八日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、去る二十五日付をもつて警察庁長官官房会計課長 渋谷亮は警察大学校教頭に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)
 一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 西ヶ久保重光君 川崎 寛治君
 法務委員 賀屋 興宜君 山本 幸一君
 大蔵委員 鍛冶 良作君 小林 進君
 文教委員 小林 進君 山本 幸一君
 文教委 重政 誠之君 濱地 文平君
 船田 中君 大野 明君
 西岡 武夫君 山村新治郎君
 社会労働委員 西岡 武夫君 橋本龍太郎君
 賀屋 興宜君 濱地 文平君
 運輸委員 浦野 幸男君 山村新治郎君

通信委員

重政 誠之君 星島 二郎君
 小淵 恵三君 大野 明君
 星島 二郎君 本名 武君
 浦野 幸男君 船田 中君
 澁 徹郎君 山村新治郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 川崎 寛治君 西ヶ久保重光君
 法務委員 鍛冶 良作君 小林 進君
 賀屋 興宜君 山本 幸一君
 大蔵委員 山本 幸一君 小林 進君
 文教委員 山村新治郎君 西岡 武夫君
 大野 明君 船田 中君
 濱地 文平君 重政 誠之君
 社会労働委員 濱地 文平君 賀屋 興宜君
 橋本龍太郎君 西岡 武夫君
 運輸委員 星島 二郎君 重政 誠之君
 山村新治郎君 浦野 幸男君
 通信委員 山村新治郎君 船田 中君
 浦野 幸男君 澁 徹郎君
 星島 二郎君 大野 明君
 本名 武君 小淵 恵三君

(議案提出)

一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

商法の一部を改正する法律案

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

特許法の一部を改正する法律案

実用新案法の一部を改正する法律案

野菜生産出荷安定法案

(議案受領)

一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(議案付託)

一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号) 付託

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号) 法務委員会 付託

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号) 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官退職手当特例法案

物品税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、国立大学、国立大学の学部、大学院及び附置研究所の新設、国立の学芸大学及び学芸学部の名称変更並びに国立の短期大学の廃止等について規定しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 北見工業大学を新設すること。
- 2 信州大学に人文学部及び理学部を、佐賀大学に経済学部及び理工学部をそれぞれ新設すること。
- 3 宇都宮、東京外国語、東京学芸、岐阜、三重、和歌山及び山口の七国立大学に大学院を新設すること。
- 4 大阪大学に社会経済研究所を附置し、東京医科歯科大学附置の歯科材料研究所の名称及び

び目的を改めること。

5 北海道学芸大学等五国立学芸大学の名称中学芸大学を教育大学に、北海道学芸大学等二十三国立大学の学芸学部を教育学部に改めること。

6 長岡、宇都及び久留米の三国立工業短期大学並びに室蘭工業大学短期大学部を廃止すること。

7 その他所要の規定を整備すること。

8 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

学術研究の進展をはかり、教員養成等の社会的要請にこたえるため、国立大学の拡充整備をはかることは時宜に適當なものであることを認め、本案は、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度文部省所管国立学校特別会計予算に、二億六千三百七十七万八千円が計上されている。

右報告する。
昭和四十一年三月二十五日
文教委員長 八田 貞義
衆議院議長 山口喜久一郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

1 従来、調査局および社会教育局に属していた文化関係事務を一元的、総合的に処理するため文化局を新設して芸術、文化の振興、普及とその国際交流、著作権その他、国語、宗教等に関する事務を所掌させるとし、調査局所掌の留学生に関する事務は大学学術局に、企画、調査、統計の事務は大臣官房に移すこととし、調査局を廃止する。

2 国立大学の施設等による教職員増員等のため、文部省の職員の定員を三、九一五人増員して次のように改める。
本省 九七、五一七人、うち九五、一八三人は国立学校の職員とする。(増員三、九〇八人、うち三、九〇七人は国立学校の職員)
文化財保護委員会 五四六人(増員七人)
合計 九八、〇六三人
なお、施行期日は、本年五月一日としてい。ただし、定員に関する改正規定は本年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、文化行政に関する機構を整備する等文部行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和四十一年度一般会計予算に百四万二千円が、国立学校特別会計に十八億八千四百九十二万三千円がそれぞれ計上されている。

右報告する。
昭和四十一年三月二十五日
内閣委員長 木村 武雄
衆議院議長 山口喜久一郎殿

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、名古屋中小企業投資育成株式会社、資本金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行限度額を現行の「六億円」から一億五千万円増額して「七億五千万円」に改め、これにより中小企業の自己資本の充実を促進しようとするものである。

なお、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度産業投資特別会計予算に中小企業金融公庫への出資金として一億五千万円(名古屋中小企業投資育成株式会社に対する出資金)が計上されている。

右報告する。
昭和四十一年三月二十九日
商工委員長 天野 公義
衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、後進地域及び産地地域の中小企業者も広く投資対象とするよう中小企業投資育成株式会社に対し指導するとともに、この趣旨に基づいて会社機構の整備を図るべきである。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、企業組合を本法の対象に加えて、金融、税制上の優遇措置を受けさせることによりその近代化を推進するとともに、減価償却の特例の適用範囲を拡大して自己資本の充実を促進しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 「企業組合」を中小企業者の定義に加えること。

2 右の改正に伴い、合併等の課税の特例を受ける対象に「企業組合」を加えること。

3 現行法では、減価償却の特例を受ける対象は「資本の額若しくは出資の総額が五千万円かつ常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人」に限ることになっているのを「資本の額若しくは出資の総額が五千万円又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社、個人及び企業組合」に適用することに改め、対象を拡大すること。

4 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の近代化を促進するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年三月二十九日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、事業協同組合が中小企業近代化促進のため重要な役割を果たしていることにかんがみ、本法に定める税制上の優遇措置を事業協同組合も受けられるよう早急に措置すべきである。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業の近代化を一層促進するため、中小企業高度化資金の貸付条件等について助成内容の充実を図るとともに、小売商業連鎖化(いわゆるポランタリー・チェーン)事業の助成、中小企業者、特に小規模企業者への施設の譲渡又は貸付け等の物的な貸与制度による助成

及び中小企業の組合が構造改善事業を行なうために積み立てる資金に対して税制上の優遇措置を講ずる制度を新設しようとするもので、主要内容は次のとおりである。

(一) 題名の改正

税制上の助成措置を新たに設けるため、法律の題名を「中小企業近代化資金等助成法」に改める。

(二) 資金助成事業の拡大

1 小売商業連鎖化(いわゆるポランタリー・チェーン)事業の助成

小売商業の近代化を促進するため、次に掲げるものが、いわゆるポランタリー・チェーンの本部となつて小売商業者のための連鎖化事業を推進する場合に、チェーン本部の施設の設置に必要な資金を中小企業高度化資金のなかから貸し付ける。

(1) 商業者を組合員とする事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合を会員とする協同組合連合会

(2) (1)に掲げる者の組合員又は所属員

(3) 中小商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している中小商業者たる会社

(4) 中小商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資して設立する会社(商業を営むものに限る)。

2 中小企業共同工場貸与事業の助成

小規模事業者の構造の高度化を促進するため、都道府県が共同工場を建設し、この共同工場に同一又は関連業種に属する小規模事業者を収容して、共同生産、共同出荷等その協業化を積極的に指導、推進するとともに、その共同工場施設を長期にわたつて割賦譲渡又は貸付けを行なうもので、その助成方法等は次のとおりである。

(1) 都道府県は、国からの貸付金(中小企業共同工場貸与事業に必要な資金の五分

の二以内)と、それと同額以上の自己資金を財源として貸与事業を行なう。

(2) 本制度の対象となる共同工場の要件

イ 小規模工業者(従業員二十人以下)の工場集団化と事業の共同化に資するものであること。

ロ 「製造業又は物品の加工修理業を資格事業とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員」に対し工場設備を譲渡又は貸付けを行なうものであること。

ハ 事業内容が政令基準に該当するものであること。

(3) 分割譲渡又は貸付けの期間は十三年以内とし、譲渡又は貸付けについては担保の提供及び保証人を要する。

3 中小企業設備貸与事業に対する助成

都道府県が設立する公益法人を通じて中小企業者に対し機械設備の譲渡または貸付けを行なうため、次のような貸与制度を新設する。

(1) 都道府県は、国からの補助金とそれと同額以上を貸与機関に貸し付ける。なお、貸与機関は中小企業設備貸与事業に必要な長期資金を中小企業金融公庫から借り入れることができる。

(3) 貸与機関の要件

イ 民法に基づく公益法人であること。

ロ 地方公共団体の全額出資によるものであること。

ハ 業務方法等が省令基準に適合するものであること。

ニ 事業運営方針が小規模企業の近代化に重点を置くものであること。

(3) 譲渡方法は五年年賦償還貸付条件の緩和

1 都道府県が貸し付ける工場等集団化資金の貸付対象に「一部の組合員が共有して共用する設備」を追加する。

2 中小企業高度化資金の償還期間を七年から十年に、中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金のうち汚水処理施設又はばい煙処理施設に係る貸付金の償還期間を九年から十二年に延長する。

(四) 中小企業構造改善事業についての課税の特例

中小企業構造改善事業とは、中小企業者が一定の資金を特定の事業協同組合、商工組合等に積み立て、その累積した資金で事業の共同化、工場、店舗等の集団化等を行なう事業を指すもので、本制度はその場合の課税について次のとき特例を設けるものである。

1 事業協同組合等は、事業に必要な資金の額、その調達方法及び経費の賦課基準等に関する中小企業構造改善事業計画を策定し、その計画が政令基準に該当するものであるときは、主務大臣の承認を受けることができる。

2 承認された計画に基づいて中小企業者が組合に納付する賦課金は、税制上、納付組合員の損金とし、受入組合は納付金を準備金として積み立てている間は益金に算入されないこととする。

3 構造改善事業を行なうため準備金をとり出す場合には、新たに取得する共同施設については初年度三分の一、建物については十分の一の割増償却を認める。

4 前記2及び3の課税の特例は租税特別措置法の規定を改正して措置する。なお、この特例は昭和四十三年三月三十一日まで二年間に「1」の承認を受けた事業計画に限り認められる。

昭和四十一年三月二十九日 衆議院會議録第三十三号 議案に関する報告書

(四) 本法は、昭和四十一年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の近代化を促進するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算に、中小企業近代化促進費として百三十七億七千九百五十万円が計上されている。

昭和四十一年三月二十九日 商工委員長 天野 公義 衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左の事項につき必要な措置を講ずべきである。

- 一 小売商業連鎖化に対する助成にあつては、零細小売商の切捨てとならないよう運用することにも、助成対象とならない連鎖化事業に対しても必要な指導を行なうこと。
- 二 機械貸与機関が貸与する機械から当分の間建設費用機械を除くこと。
- 三 企業組合が中小企業構造改善事業を行なう場合も、本法による課税の特例と同様の優遇措置が受けられるよう早急に措置すること。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

議案の要旨及び目的 本案の改正点は、次のとおりである。

- 1 軽工業局及び繊維局を化学工業局及び繊維雑貨局に改組すること。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

を、繊維局では繊維工業を所管しているが、行政内容の類似している繊維工業と雑貨工業とをあわせて繊維雑貨局として行政効率の向上を図るとともに、軽工業局のうち雑貨部門を除いた部分を化学工業局として最近における化学工業行政拡充の要請に対応することとする。

- 2 行政機構簡素化の見地から、公益事業局長を廃止すること。
- 3 火薬類保安行政を適切に遂行するため、高圧ガス保安審議会を、高圧ガス及び火薬類保安審議会に改組すること。
- 4 審査、審判事務の促進、中小企業行政の充実にため、定員を次のように改めること。

Table with 2 columns: 特許庁 (減員 一五七人, 増員 一四四人), 中小企業庁 (増員 一〇人, 減員 三人), 合計 (減員 八五〇人)

二 議案の可決理由

本案は、通商産業行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費として、約七千四百九十万円が、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十一年三月二十九日 内閣委員長 木村 武雄 衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院會議録第三十一号(一)中正誤

Table with 2 columns: ペシ 段行 誤, 改正, 改定, 実態に, 趣旨

衆議院會議録第三十二号(一)中正誤

Table with 2 columns: ペシ 段行 誤, 改正, 改定, 根本的

定価 一部 二十五円 (ただし長賞紙は三十円) (郵送料別) 発行所 東京都港区赤坂茨町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(一)